

# 公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団（以下、この法人という。）定款第18条及び第37条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊料、通勤手当、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は下表のとおりとする。

	報酬
代表理事（非常勤）	年度あたり1,200,000円を上限に以下の通り支給する。 理事会等への出席等、必要の都度、 1日あたり100,000円（源泉所得税抜き）を支給
理事・監事（非常勤）	年度あたり総額3,000,000円を上限に支給する。 理事会等への出席等、必要の都度、 1人1日あたり30,000円（源泉所得税抜き）を支給
評議員（非常勤）	年度あたり総額3,000,000円を上限に支給する。 評議員会等への出席等、必要の都度、 1人1日あたり30,000円（源泉所得税抜き）を支給

ただし、自動車メーカー等の役員・従業員は無報酬とすることができる。

2. 役員及び評議員に対して、この法人から選考委員等を委嘱した場合は、審査料または謝金を支給することができる。
3. 役員及び評議員がこの法人主催の会合に出席する場合は、別途交通費を支給することができる。
4. 常勤役員及び常勤評議員は、当面の間設置しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 代表理事及び理事の報酬額は理事会にて決定し、監事の報酬額は評議員会にて決定する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、理事会または評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会および評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、この法人の設立の日から施行する。